新設規制に関する事前評価書 <鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律>

規制の名称	特定輸入鳥獣に関する標識の装着の義務付け
担当部局	環境省自然環境局野生生物課 電話番号: 03-5521-8282 e-mail: shizen_yasei@env.go.jp 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室 電話番号: 03-5521-8285
評価実施日	平成18年4月21日
政策目的	適法に輸入された鳥獣と違法に捕獲・輸入された鳥獣との識別を容易にし、鳥獣の違法な輸入及び国内における違法な捕獲を防止することにより、鳥獣の保護を図るもの。
規制の内容	違法に捕獲され、又は輸入された鳥獣について、適法な鳥獣であると偽って飼養等される事犯が増加しており、その取締りの徹底が求められている。 このため、環境省令で定める鳥獣を輸入した者は、環境大臣によって交付される当該鳥獣が第26条の規定に違反して輸入されたものでないことを表示する標識を着けなけれ ばならないこととするとともに、当該鳥獣に着けられた標識の取り外しを禁止する。
	<mark>根拠条文</mark> 法第26条
	違法に捕獲され、又は輸入された鳥獣については、その飼養及び譲渡し等が禁止されているが、外国産の個体と国内産の個体に外見上の差異がない鳥獣については違法性を 立証する有効な手だてがないことから、取締りに支障を来している。そのため、特に違法流通が問題となっている輸入鳥獣について、適法に輸入されたものに標識を装着させ、 これとともに譲渡させることによって、適法に輸入された鳥獣と違法なものの識別を容易にし、その取締りを一層推進することが必要である。
期待される効果	本制度の導入に伴い、適法に輸入された鳥獣と違法に捕獲・輸入された鳥獣とを容易に識別することが可能となるため、違法な輸入及び国内における違法な捕獲に対する取締 をより実効的に行うことができる。(脚環のない鳥獣は、輸入・国内捕獲を問わず、違法な流通と判断されることとなるため。)
	特定の鳥獣を輸入する際に、標識の交付申請を行い、標識の装着を受ける必要が生じる。(なお、法第19条に基づく飼養登録の場合と同様、実費を勘案して定める手数料を徴 収することとする。)
想定できる代 替手段との比 較考量	外見上での識別が困難な鳥獣について、その個体の識別を容易にするためには、何らかの実効性ある識別措置を実施することが必要であり、合理的な手法として他の代替手 段は考えられない。本措置による負担は、国内におけるメジロ等の違法捕獲を防止し、鳥獣の保護を図る目的から、過重な負担とはいえない。
備考	
レビュー時期	平成24年3月末までに行う。